

介護保険サービス事業者 様

長崎県長寿社会課

介護サービス事業者経営情報の報告
(介護サービス事業者経営情報データベースシステム) について

本県の介護保険事業の推進につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 2 月 9 日付け 6 長社第 7 6 1 6 号でお知らせしましたとおり、令和 6 年度介護保険法の改正に伴い、介護サービス事業者は「介護サービス事業者経営情報」を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に「経営情報データベースシステム」を利用して報告することとなっております。(介護保険法第 115 条の 44 の 2)。対象事業者は、毎会計年度の終了後 3 か月以内に、事業所又は施設の収益及び費用の内容等の介護サービス事業者経営情報を、インターネット(経営情報データベースシステム)で報告する必要があります(介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 2 の 4)ので、下記により報告をお願いします。

先日の 2 月 1 4 日メ切的介護サービス情報公表とは異なります。介護サービス情報公表とは別に報告が必要ですので、ご注意ください。

記

1. 対象事業所

介護サービス情報公表の対象事業所は、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」への報告も対象になります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

ホーム>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護保険事業者の諸手続き>介護サービス事業者経営情報の報告(介護サービス事業者経営情報データベースシステム)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/keieizyouhou/>

2. 報告する方法及び報告内容

報告する方法

厚生労働省において運営するシステム「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」により行います。当該システムへのログインには、G ビズ ID プライムのアカウントが必要です。アカウントの取得をお願いいたします。(G ビズ ID プライムのアカウントは、法人で1つしか取得できません。)

裏面に続く

報告内容

- ①事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ②事業所又は施設の収益及び費用の内容
③事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項 ④その他必要な事項

3. 報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内をお願いします。

ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限が令和6年度末までとなります（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2項）。届出期限について、詳しくは県ホームページをご覧ください。

4. その他詳細について

介護保険最新情報 Vol.1297（制度内容通知）、Vol.1305（QA1）、Vol.1325（QA2）、Vol.1342（QA3） Vol.1330（操作マニュアル）、厚労省ホームページ、県ホームページをご覧ください。今後も情報を更新予定です。

5. 厚労省及び長崎県ホームページ掲載先

長崎県ホームページ

ホーム>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護保険事業者の諸手続き>介護サービス事業者経営情報の報告（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/keieizyouhou/>

（こちらに「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」のURLを掲載しております。）

厚労省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

長崎県長寿社会課

施設・介護サービス班

TEL：095-895-2436

メール

saigai-houkoku04720@pref.nagasaki.lg.jp